

令和2年11月20日

## 令和2年度大子町行政評価結果の総合評価

大子町事務事業評価委員長 赤津 康明

### 1. 実施結果

#### (1) 評価対象事業の選定

- ・各課より概ね3事業程度を選定
- ・各課より選定された47の事務事業のうちから事務局において32の事業を選定

#### (2) 事務事業評価調査書の作成及び一次評価の実施

- ・各課等の担当者が「事務事業評価調査書」を作成し、所属長が一次評価を行った。

#### (3) 事務事業評価委員会による二次評価（最終評価）の実施

- ・副町長、教育長、総務課長、まちづくり課長及び財政課長で構成する大子町事務事業評価委員会において、事務事業評価調査書の審査を行った。
- ・二次評価の前に関係各課とヒアリングを実施した。ヒアリング対象事業については、一次評価について疑問のあるものや内容の説明が不足しているものとした。

#### (4) 評価結果

	一次評価（担当課）	最終評価（委員会）
1 継続（現行どおり）	20事業	8事業
2 見直し（拡充）	6事業	3事業
3 見直し（縮小）	—	—
4 見直し（改善）	18事業	18事業
5 他事業と統合	—	—
6 休止又は廃止	3事業	3事業
合 計	47事業	32事業

※審査委員会対象外：15事業

※「1 継続（現行どおり）」を含めた全事業に、コメントを付したので、コメント内容を参考に対応策を検討すること。

### 2. 総合評価

- 結果的に、行政評価の目的の一つである行政コストの効率化・縮減につながる評価ができた。今後の対応について、課題や問題点を抽出し、コメント欄に明記した。
- 施策立案・実行にあたっては、当該事業以外についても、町全体としての将来的な行政財政負担を念頭に考える必要がある。また、目的を再確認し、利用者の視点に立った上で、目標達成のために効果的かつ効率的な実施・運用方法（最小のコストで最大限の効果）を常に模索し、改善を図っていくこと（他事業・他課との連携を含む）。
- 制度周知の方法についても、従来の方法を漫然と継続するのではなく、常に見直し・改善を図っていくこと。

以上

令和2年度  
大子町行政評価報告書

令和2年10月  
大子町

## 【目 次】

1 行政評価の位置づけ	1
2 行政評価実施の効果	1
3 行政評価の種類	1
4 行政評価の手法	1
(1) 評価対象事業の選定	
(2) 事務事業評価調査書の作成及び一次評価の実施	
(3) 事務事業評価委員会による二次評価の実施	
(4) 評価結果の議会への報告及び公表	
5 事務事業評価結果	3～38
大子町行政評価実施要綱	39～40

## 大子町の行政評価

### 1 行政評価の位置付け

本町における行政評価制度については、平成22年度から平成31年度までを計画期間とする大子町第5次総合計画の基本構想において、P D C Aのマネジメントサイクルにより計画の進行管理を行うと明記されており、前年度の活動内容を評価し、次年度以降の取組みに反映させることとしています。

また、本計画の枠組みの中で、町では、平成28年3月に「大子町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し事務事業を実施していることを踏まえ、当該戦略に基づいた事業を選定し、評価を行うこととしてきました。

今年度は、各課等で課題となっている事務事業を自ら選定し、スクラップアンドビルトに対応できる体制を構築する。

なお、その評価結果については、町民に広く公表し情報の共有を図ることで、計画の進行管理を確保することとしています。

### 2 行政評価実施の効果

行政評価を実施すること、また、評価結果を町の施策に適切に反映させていくことにより、以下のような効果が期待されます。

#### 【期待される効果】

- ① 町民に対する行政の説明責任（アカウンタビリティ）の向上
- ② 町民本位の効率的で質の高い行政の実現
- ③ 町民の視点に立った成果重視の行政への転換

### 3 行政評価の種類

行政評価は一般的に、評価対象とされる町の総合計画の段階によって「政策評価」、「施策評価」及び「事務事業評価」の3つに区分されます。

区分	内 容
政策評価	町の発展に向けた基本的な方向性を示す政策（「大子町第5次総合計画」の「基本構想」で示されている「3つの目標」、「7つの重点戦略」及び「基本計画の推進方向」で示された各政策）を評価するもの。
施策評価	政策を実現するために総合的・体系的に示された各分野において取り組むべき施策（「大子町第5次総合計画」の「基本計画」で示されている各施策）を評価するもの。
事務事業評価	施策の目的を実現するための具体的な手段である事務事業（「大子町第5次総合計画」の「実施計画」に記載された具体的な事業）を評価するもの。

本年度に実施する行政評価は、町の取組みの基本的な単位であり、町民や職員にとって最も身近である「事務事業」を評価する「事務事業評価」とします。

### 4 行政評価の手法

#### (1) 評価対象事業の選定

スクラップアンドビルトを意識した事業で大子町行政評価実施要綱第2条に基づき、副町長が選定した事務事業とします。

#### (2) 事務事業評価調査書の作成及び一次評価の実施

各課等の担当者は、選定された評価対象事業の事務事業評価調査書を作成し、所

属長のチェックを受けた後、まちづくり課に提出します。

(3) 事務事業評価委員会による二次評価の実施

大子町事務事業評価委員会（副町長、教育長、総務課長、まちづくり課長及び財政課長で組織）は、各課等から提出された事務事業評価調査書の審査を行います。

(4) 評価結果の議会への報告及び公表

評価結果の内容については、町議会で報告し、町ホームページで広く公表します。

## 令和2年度事務事業評価総括票

1 繼続（現行どおり） 2 見直し（拡充） 3 見直し（縮小） 4 見直し（廃止）  
 5 他事業と統合する 6 休止又は廃止 7

No.	担当課	事業名	総合評価	評価コメント等
		一次評価 (担当課評価)	二次評価 (委員会評価)	
1	総務課	コミュニティFM放送局運営事業	4見直し（改善） 4見直し（改善）	<ul style="list-style-type: none"> <li>町政の情報発信機能として不可欠の存在だが、広告収入の新規開拓など、財源確保の努力が必要である。</li> <li>運営法人に対する補助が毎年多額となっている。町の財政支出の削減に努めること。</li> <li>町誘致による高校である。地域との交流、体験活動等の機会を作っていく必要がある。</li> <li>教育委員会へ移管という考え方には、課題を整理したうえで、改めて検討すること。</li> </ul>
2	総務課	通信単位制高等学校支援事業	4見直し（改善） 4見直し（改善）	<ul style="list-style-type: none"> <li>自主防災組織については、行政依存型から脱却し、地域の自立性が高まるような組織の育成が重要である。</li> <li>防災対策の業務を担う人員が不足していると思われる。拡充により専門部署設置（防災士の育成・配置）が必要である。</li> <li>新しい生活様式の進行にあわせ、効果的に需要を取り込めるような体制整備や情報発信力強化が必要である。</li> </ul>
3	総務課	防災対策事業	4見直し（改善） 4見直し（改善）	<ul style="list-style-type: none"> <li>役場内の担当者にとどまらない支援体制が必要である。NPO等の受け皿も検討すること。</li> <li>補助期間の終了後も自走して事業継続できるよう、フォローすべきである。</li> </ul>
4	まちづくり課 移住・定住促進事業	4見直し（改善） 4見直し（改善）	1.継続（現行どおり） 1.継続（現行どおり）	<ul style="list-style-type: none"> <li>大子清流高校の存続は町にとって重要な課題である。入学者の増員を図る努力をしていくこと。</li> <li>グループ単位での参入があり、事業が継続されるよう指導すること。</li> <li>時代の要請から外れたものとなつており、廃止が妥当である。</li> </ul>
5	まちづくり課 元気なまちづくりチャレンジ支援事業	4見直し（改善） 4見直し（改善）	4見直し（改善） 4見直し（改善）	<ul style="list-style-type: none"> <li>大子清流高校は町にとって重要な課題である。入学者の増員を図る努力をしていくこと。</li> <li>高校は町の活性化にとっても重要な存在であり、補助金増額も含めた支援策の増強が必要である。</li> </ul>
6	まちづくり課 大子清流高校魅力アップ事業	6休止又は廃止	6休止又は廃止	<ul style="list-style-type: none"> <li>おやき学校の経営は、毎年度赤字の状態がある。マンネリ化を脱却し、新商品開発等を行い販路拡大を行う必要がある。</li> </ul>
7	財政課	土地開発基金	4見直し（改善） 4見直し（改善）	<ul style="list-style-type: none"> <li>おやき学校の経営は、毎年度赤字の状態がある。マンネリ化を脱却し、新商品開発等を行って販路拡大や集客力向上を図る必要がある。</li> </ul>
8	農林課	おやき学校運営費	4見直し（改善） 4見直し（改善）	<ul style="list-style-type: none"> <li>マンネリ化を脱却した新たなアイデアをもとに、販路拡大や集客力向上を計画することが必要である。</li> </ul>
9	農林課	茶の里公園運営費	4見直し（改善） 2見直し（拡充）	<ul style="list-style-type: none"> <li>早期に整備することを目標に掲げるのであれば、何が必要なのかを計画することが必要である。</li> </ul>
10	農林課	地籍調査	2見直し（拡充）	

令和2年度事業評価総括表

1 継続（現行どおり） 2 見直し（拡充） 3 見直し（縮小） 4 見直し（改善）  
5 他事業と統合する 6 休止又は廃止

No.	担当課	事業 名	総合評価		評価コメント等
			一次評価 (担当課評価)	二次評価 (委員会評価)	
11	農林課	森林GISシステムソフトウェア保守業務	4見直し（改善）	6休止又は廃止	・保守業務は単年度契約なので、現行システムを廃止し、茨城県森林クラウドへの転換を図ること。
12	観光商工課	奥久慈大子まつり	4見直し（改善）	4見直し（改善）	・新たなアイデアをもとに、催事の魅力アップを図る必要がある。 ・新型コロナウィルス感染拡大の状況を注視し、テーマを明確にし、実施すること。
13	観光商工課	太子町プレミアム商品券発行事業	2見直し（拡充）	4見直し（改善）	・消費活動がより広範囲にわたり地域経済の底上げにつながるよう、制度設計の改善が望まれる。 ・町民に好評の事業であるが、ある意味マンネリ化も懸念される。幅広く協力店の利用ができる仕組みが必要である。
14	観光商工課	大子ふるさと博覧会事業	4見直し（改善）	4見直し（改善）	・時期内容を精査し、対応のある事業を提案すること。
15	建設課	子育て世帯住宅建設助成金	2見直し（拡充）	2見直し（拡充）	・子育て世代の町内定着は、今後の町の整備にとって最重要課題の一つであり、予算拡充を含めた魅力的な制度設計が必要である。
16	建設課	木造住宅建設助成金	2見直し（拡充）	1継続（現行どおり）	・林業の振興が目的であり、既に改築も交付対象であることから、購入まで範囲を広げる必要性を感じない。 ・現行どおりでしばらく様子を見る。
17	建設課	町道管理作業報奨金	4見直し（改善）	4見直し（改善）	・地域の道路は地域住民が管理するのが望ましいため、参加する町民の高齢化等もあるが、改善しながら今後も続けていくべきである。
18	福祉課	新生児すくすく祝い金事業	1継続（現行どおり）	1継続（現行どおり）	・子育てに係る経費の負担軽減の事業として定着している。継続しながら今後の推移を見ること。
19	福祉課	緊急通報体制整備事業	2見直し（拡充）	2見直し（拡充）	・事務の効率化や事業効果を高めるため、民間活力を積極的に導入すべきである。
20	福祉課	在宅介護慰労金支給事業	4見直し（改善）	4見直し（改善）	・公平性を確保するため、基準日を一律にせず、複数設けて公平性を保つなどの制度設計の見直しが必要である。
21	包括支援センター	太子町心配事相談事業	6休止又は廃止	6休止又は廃止	・町民の利用頻度が低いことや、類似の相談機会があり、事業廃止が妥当である。 ・少子高齢化の実態を踏まえ、少人数であっても町民の健康づくりを進めること。
22	健康増進課	健康まつり	6休止又は廃止	4見直し（改善）	・事業内容を見直し、充実を図ること。

## 令和2年度事務事業評価総括票

1 継続（現行どおり） 2 見直し（拡充） 3 見直し（縮小） 4 見直し（改善）  
 5 他事業と統合する 6 休止又は廃止

No.	担当課	事業名	総合評価		評価コメント等
			一次評価 (担当課評価)	二次評価 (委員会評価)	
23	生活環境課	河川清掃	4見直し（改善）	4見直し（改善）	・この事業は、地区の中小河川の保護や維持のためであり、全て行政の力で実施するには限界がある。参加にていくことは任意としており、強制ではない。必要性は強く認識できるので、引き続き努力していくこと。 ・県補助事業から外れた者を救援する町単独事業である。膏肓の事業費であり、医療費削減の意識向上を図っていく必要がある。
24	町民課	医療福祉費助成	1継続（現行どおり）	1継続（現行どおり）	・ICTの活用は、今後一層加速するほど考えられるため、町議会ではこの事業を取り入れた。今後は、定期会を始め、全員参加型会議等で情報公開しておき、町議会では不可欠なものである。今後Web会議の実施等も視野に活用すべきである。
25	議会事務局	議会ICT活用事業	1継続（現行どおり）	1継続（現行どおり）	・この事業は、各学校教育機関の行事や出来事等をネットで情報公開しており、町民や生徒・児童の保護者にも、見える化が図られており現在は必要不可欠なものである。今後は、更にサイトの充実を図るなど改善しながら事業を継続する必要がある。
26	教育委員会教育担当	大子町教育ポータルサイト運用	1継続（現行どおり）	1継続（現行どおり）	・女性の活躍の場として、個々の団体が連絡し団体同士の連絡会を運営することは、意義ある事である。しかしながら、事務局を教育委員会が担っている状況は、自主性が育成されてしまう事もある。女性の社会参加や男女平等参画等の主旨からも自立させる方向で見直しさること。
27	教育委員会生涯学習担当	大子町地域女性団体連絡会・大子町女性団体連合会	4見直し（改善）	4見直し（改善）	・継続していくために、開催内容に特色を出すなど工夫をして、参加者やボランティアの増加に結びつけること。
28	教育委員会生涯学習担当	奥久慈湯の里大子マラソン大会	4見直し（改善）	4見直し（改善）	・町において、文化活動とその水準を一定程度保つことは必要だと考える。限られた予算の中で集客できる内容を選択するには、事業数を絞ることも必要である。
29	教育委員会生涯学習担当	文化福祉会館自主事業	4見直し（改善）	4見直し（改善）	・運営委員への学生の参入は、平均年齢を下げるためではなく、若い世代の意見を取り入れることを目的すること。
30	教育委員会生涯学習担当	大子町近郊少年軟式野球大会	4見直し（改善）	4見直し（改善）	・大子町軟式野球大会の大会運営については、競技団体が事務局となり、運営すべきである。
31	水道課	個人住宅給水管設置助成金	4見直し（改善）	1継続（現行どおり）	・町民サービスとして必要な事業であり、現時点において問題点もないことから事業を継続して行う必要がある。
32	消防本部	大子町幼年少年婦人防火委員会	1継続（現行どおり）	1継続（現行どおり）	・防災意識高揚のためには必要な事業であり、防火対策の一助となるよう事業を継続することである。イベント性もあり、幼年期の火災に対する警戒は大切なことである。

No. 1

担当課等 総務課

## 令和 2 年度 事務事業評価調査書

総合 計画	第2章 活力あるまちづくり
	第4項 大子ブランドの確立
	第2節 まち内外に向けた情報発信力の強化

## I 事務事業の内容

事務事業名	コミュニティFM放送局運営事業	
事務事業内容	対象	町民, NPO法人まちの研究室, 役場, 消防本部, 大子警察署
	目的	地域に密着した情報や災害時には避難情報等を提供することにより, 地域の情報発信拠点としての役割を果たし, もって地域の振興及び公共の福祉に資する。
	実施方法 及び 執行計画	コミュニティFM放送局の特性を活かして, 町民や町内事業所に対し, 地域に密着した身近な話題や地域資源に関する情報, 行政情報などを提供する。災害時には, FMラジオの緊急起動等を通じて, 気象警報, 避難発令, 避難所に関する情報を迅速に提供する。広告収入が多く見込めないことから, 運営法人に対し補助を実施することで, その持続的で安定的な経営を支援する。

## II 予算区分及び過疎計画における区分

予算区分	会計名		一般会計	過疎計画における事業名
	款	項	目	事業名
	02	01	03	文書広報費
				文書広報費（総務課文書分）
				コミュニティFM放送受信環境改善対策屋外アンテナ等給付事業実施要綱

## III 事業費

開始： 平成24年度

終了：

(単位：千円)

年度	事業費 (予算)	財源内訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他( )	一般財源
当該年度	33,832			21,900		11,932

## IV 担当所属長意見 (必要性, 緊急性等を含む)

開局から数年経過し, 地域密着型の放送局として, 放送番組が充実し, 町民の聴取率が高まっている。町においても, 行政情報や災害時における避難情報などの有効な情報伝達手段になっていることから, 当該事業の継続的な実施に努めたい。
--

## 令和 2 年度 事務事業評価調査書

総合 計画	章 選択
	項 選択
	節 選択

## I 事務事業の内容

事務事業名	通信単位制高等学校支援事業	
対象	ルネサンス高等学校の教職員、生徒、通信単位制高等学校審議会、町内の宿泊施設	
目的	円滑な学校運営を推進し、スクーリング等での地域資源の活用を通じた地域活性化を図る。	

  

事務事業内容	実施方法 及び 執行計画	構造改革特別区域法の規定により認定を受けた「大子町教育特区」内において株式会社が設置する通信単位制高等学校「ルネサンス高等学校」について、学校評価、各種報告及び認可の申請・届出の手続を行う。 ルネサンス高等学校の教育事務に係る助言指導体制を強化するため、指導員を配置する。
--------	--------------	---

## II 予算区分及び過疎計画における区分

予算区分	会計名		一般会計	過疎計画における事業名
	款	02	総務費	
	項	01	総務管理費	根拠法令（条例、要綱等）
	目	20	諸費	通信単位制高等学校に係る学校教育法の施行に関する規則
	事業名		諸費（総務課庶務分）	通信単位制高等学校審議会規則

## III 事業費

開始： 平成17年度

終了：

(単位：千円)

年度	事業費 (予算)	財源内訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他( )	一般財源
当該年度	836					836

## IV 担当所属長意見 (必要性、緊急性等を含む)

町が誘致した株式会社立の通信単位制高等学校となるため、認可団体としてその責務を果たすため、適切な学校運営を維持できるよう、今後も継続して指導体制の強化に努めたい。
---

## 令和 2 年度 事務事業評価調査書

総合 計画	第1章 住みよいまちづくり
	第2項 安全・安心に暮らせるまちづくり
	第1節 災害に強いまちづくりの推進

## I 事務事業の内容

事務事業名	防災対策事業	
対象	町民、町職員、自主防災組織、消防団、防災会議、災害対策本部	
目的	町民の生命、身体及び財産を災害から保護し、社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資する。	
事務事業内容	地域並びに町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、地域に係る防災に関する計画を作成する。 地域に係る防災に関する重要事項を審議するため、防災会議を設置する。 災害時において、防災の推進を図るため、災害対策本部を設置する。 災害を予測・予報し、又は災害に関する情報を迅速に伝達するため、必要な組織を整備するとともに、防災訓練を実施する。 災害時における円滑かつ迅速な避難のため、指定緊急避難場所及び指定避難所を指定する。 災害時において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、避難指示の発令、警戒区域の設定を行う。	

## II 予算区分及び過疎計画における区分

予算区分	会計名		一般会計	過疎計画における事業名
	款	08	消防費	
	項	01	消防費	根拠法令（条例、要綱等）
	目	05	災害対策費	防災会議条例、災害対策本部条例、地域防災計画
	事業名		災害対策費	自主防災組織活動費補助金交付要綱

## III 事業費 開始： 終了： (単位：千円)

年度	事業費 (決算・予算)	財源内訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他( )	一般財源
当該年度	33,492					33,492

## IV 担当所属長意見 (必要性、緊急性等を含む)

安心安全なまちづくりを推進するため、引き続き当該事業を推進していきたい。

## 令和 2 年度 事務事業評価調査書

総合 計画	第2章 活力あるまちづくり
	第3項 新たな雇用の場の創出
	第3節 移住・定住のための環境整備

## I 事務事業の内容

事務事業名		移住・定住促進事業
	対象	都市住民、田舎暮らし希望者
	目的	地域コミュニティの担い手の確保や消費需要の拡大、雇用機会の創出等により地域活性化を図る。
事務事業内容	実施方法 及び 執行計画	町への定住又は二地域居住を希望する者などに対し、空き家情報等の提供や各種支援を行う。首都圏での移住相談会やホームページを通じて、町の豊かな自然環境や安心・快適なスローライフの魅力について情報発信を行う。

## II 予算区分及び過疎計画における区分

予算区分	会計名		一般会計	過疎計画における事業名
	款	02	総務費	
	項	01	総務管理費	根拠法令（条例、要綱等）
	目	12	都市住民交流事業費	空き家等情報バンク設置要綱 空き家利用促進補助金交付要綱
	事業名		都市住民交流事業費	

## III 事業費

開始：

終了：

(単位：千円)

年度	事業費 (予算)	財源内訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他( )	一般財源
当該年度	6,367					6,367

## IV 担当所属長意見 (必要性、緊急性等を含む)

人口減少や少子高齢化の進展が著しい当町にとって、必要不可欠な取り組みである。今後も継続して事業の推進に努めたい。

## 令和 2 年度 事務事業評価調査書

総合 計画	第3章 美しいまちづくり
	第3項 互いに支え合うまちづくり
	第1節 住民との協働によるまちづくりの推進

## I 事務事業の内容

事務事業名	元気なまちづくりチャレンジ支援事業	
	対象	町民団体、行政区、町内に事業所を有する法人等
	目的	町民の柔軟な発想や創意工夫を活かし、未来へつながるまちづくりを推進する。
事務事業内容	実施方法 及び 執行計画	平成30年度から令和2年度の3年間において、町の総合計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、町が設定したテーマについて、新たな発想や創意工夫により課題解決に取り組む事業を支援する。

## II 予算区分及び過疎計画における区分

予算区分	会計名		一般会計	過疎計画における事業名
	款	02	総務費	
	項	01	総務管理費	根拠法令（条例、要綱等）
	目	11	地域振興費	大子町元気なまちづくりチャレンジ支援事業補助金交付要綱
	事業名		地域振興費（まちづくり課分）	

## III 事業費

開始：

終了：

(単位：千円)

年度	事業費 (決算・予算)	財源内訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他( )	一般財源
当該年度	6,608					6,608

## IV 担当所属長意見 (必要性、緊急性等を含む)

地域の課題を町民自ら解決する取り組みであり、今後、担い手不足が懸念される当町にとって重要な事業のひとつである。

## 令和 2 年度 事務事業評価調査書

総合 計画	第3章 美しいまちづくり
	第3項 互いに支え合うまちづくり
	第2節 大学との連携交流の推進

## I 事務事業の内容

事務事業名	大子清流高校魅力アップ事業	
	対象	大子清流高校の学生・保護者、受入家庭
	目的	大子清流高校への支援を充実し、入学者の増員を図る。
事務事業内容	実施方法 及び 執行計画	大子清流高校の魅力度や知名度を上げ、入学者の増員を図るため、高大連携事業を行うほか生徒への学習支援や全国大会等に出場する部活動への活動支援を行う。

## II 予算区分及び過疎計画における区分

予算区分	会計名		一般会計	過疎計画における事業名
	款	02	総務費	
	項	01	総務管理費	根拠法令（条例、要綱等）
	目	11	地域振興費	大子清流高校魅力アップ補助金交付要綱
	事業名		地域振興費（まちづくり課分）	大子清流高校下宿等費用補助金交付要綱

## III 事業費

開始：

終了：

(単位：千円)

年度	事業費 (決算・予算)	財源内訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他( )	一般財源
当該年度	2,460					2,460

## IV 担当所属長意見 (必要性、緊急性等を含む)

清流高校の維持、存続は町の重要課題である。今後も可能な限り当該事業に取り組む必要がある。

## 令和 2 年度 事務事業評価調査書

総合 計画	第1章 住みよいまちづくり
	第2項 安全・安心に暮らせるまちづくり
	第1節 計画的かつ調和のとれた土地利用の推進

## I 事務事業の内容

事務事業名	土地開発基金	
	対象	公共事業用地の先行取得
	目的	公用又は公用に供する土地を先行取得することにより、事業の円滑な執行を図るため。
事務事業内容	実施方法 及び 執行計画	土地を先行取得するために10,000千円を基金に積立て、土地の取得計画に応じて基金から土地を買収し、予算化された後、予算から当該土地の買い戻しを行う。

## II 予算区分及び過疎計画における区分

予算区分	会計名		一般会計（歳入）	過疎計画における事業名
	款	19	繰入金	
	項	02	特別会計繰入金	根拠法令（条例、要綱等）
	目		土地開発基金繰入金	大子町土地開発基金条例
	事業名			大子町土地開発基金管理規則

## III 事業費

開始：

終了：

(単位：千円)

年度	事業費 (予算)	財源内訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他( )	一般財源
当該年度	繰入金相当額					

## IV 担当所属長意見 (必要性、緊急性等を含む)

景気の低迷に伴い、地価の下落が続いていることにより、土地開発基金による土地の先行取得のメリットが薄れている状況が続いている。

## 令和 2 年度 当初予算要求に係る事務事業調査票

総合 計画	第2章 活力あるまちづくり
	第1項 安全で信頼できる農林畜産物の産地づくり
	第1節 活力ある農業の振興

## I 事務事業の内容

事務事業名	おやき学校運営費	
対象	大子おやき学校	
目的	運営に係わる委託料等	
事務事業内容	実施方法 及び 執行計画	○指定管理者である大子おやき学校組合へ管理運営を委託（H27～H31）。委託料（2,289千円）は年2回に分けて支払いを行っている。 ○R2～指定管理契約更新予定

## II 予算区分及び過疎計画における区分

予算区分	会計名		一般会計	過疎計画における事業名
	款	05	農林水産業費	
	項	01	農業費	根拠法令（条例、要綱等）
	目	03	農業振興費	
	事業名		農業振興費	

## III 事業費

開始： 平成19年度

終了：

(単位：千円)

年度	事業費 (予算)	財源内訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他( )	一般財源
当該年度	3,558					3,558

## IV 担当所属長意見 (必要性、緊急性等を含む)

運営に係わる委託料等であり、適正な予算計上である。

## 令和 2 年度 当初予算要求に係る事務事業調査票

総合 計画	第2章 活力あるまちづくり
	第1項 安全で信頼できる農林畜産物の産地づくり
	第1節 活力ある農業の振興

## I 事務事業の内容

事務事業名	茶の里公園運営費	
事務事業内容	対象	奥久慈茶の里公園
	目的	自然とのふれあい、茶の文化、伝統の継承及び地域資源の有効活用、山岡草創作和紙人形等を通じ、都市住民との交流等を行い地域活性化を図る。
	実施方法 及び 執行計画	○指定管理者である茶の里公園組合へH27～H31まで管理運営を委託。委託料（13,940千円）は年2回に分けて支払いを行っている。 ○R2～指定管理契約更新予定 ○施設の修繕について、軽微なもの以外は一般会計予算（500千円）で対応している。

## II 予算区分及び過疎計画における区分

予算区分	会計名		一般会計	過疎計画における事業名
	款	05	農林水産業費	
	項	01	農業費	根拠法令（条例、要綱等）
	目	09	茶の里公園管理運営費	奥久慈茶の里公園の設置及び管理に関する条例
	事業名		茶の里公園管理運営費	奥久慈茶の里公園管理運営規則

## III 事業費 開始： 終了： (単位：千円)

年度	事業費 (予算)	財源内訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他( )	一般財源
当該年度	15,909				579	15,330

## IV 担当所属長意見 (必要性、緊急性等を含む)

運営に係わる委託料等であるため、適正な予算計上である。

## 令和 2 年度 事務事業評価調査書

総合 計画	第1章 住みよいまちづくり
	第3項 快適で地域のニーズに応じたまちづくり
	第1節 計画的かつ調和のとれた土地利用の推進

## I 事務事業の内容

事務事業名		地籍調査
事務事業内容	対象	外大野Ⅰ地区、外大野Ⅱ地区（いずれも大字外大野の一部）
	目的	国土調査法に基づく、土地における地籍の明確化を図るための測量調査および登記
	実施方法 及び 執行計画	令和2年度実施計画 外大野Ⅰ地区（0.57km <sup>2</sup> ）地積測定・地籍図及び地籍簿作成・閲覧・認証・登記 外大野Ⅱ地区（0.56km <sup>2</sup> ）三角測量・多角測量・一筆地測量・細部測量

## II 予算区分及び過疎計画における区分

予算区分	会計名		一般会計	過疎計画における事業名
	款	05	農林水産費	地籍調査費
	項	01	農業費	根拠法令（条例、要綱等）
	目	10	地籍調査費	国土調査法
	事業名		地籍調査費	

## III 事業費 開始： S55 終了： 未定 (単位：千円)

年度	事業費 (予算)	財源内訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他( )	一般財源
当該年度	26,523		13,425		66	13,032

## IV 担当所属長意見 (必要性、緊急性等を含む)

茨城県全体の地籍調査進捗率が約70%という状況において、大子町の進捗率が38%台という現状を考えれば、組織の見直しや調査方法の見直しなども考える必要がある。

## 令和 2 年度 事務事業調査票

総合 計画	第2章 活力あるまちづくり
	第1項 安全で信頼できる農林畜産物の産地づくり
	第2節 林業の振興と豊かな森林の保全

## I 事務事業の内容

事務事業名		森林GISシステムソフトウェア保守業務
事務事業内容	対象	森林GISシステムPC
	目的	平成28年度に整備した森林GISシステムソフトウェアの保守業務。大子町内の森林をデータ管理し、森林組合をはじめとする林業事業体との連携を図り、森林施業の集約化を促進させ、町内森林の整備を推進させる。
	実施方法 及び 執行計画	現在整備されている森林GISシステムの保守業務

## II 予算区分及び過疎計画における区分

予算区分	会計名		一般会計	過疎計画における事業名
	款	05	農林水産業費	
	項	02	林業費	根拠法令（条例、要綱等）
	目	02	林業振興費	
	事業名		林業振興費	

## III 事業費

開始： 平成29年度

終了：

(単位：千円)

年度	事業費 (予算)	財源内訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他( )	一般財源
当該年度	245					245

## IV 担当所属長意見 (必要性、緊急性等を含む)

町内森林情報の把握と活用は、林業行政のスムーズな遂行に必要である。

## 令和 2 年度 事務事業評価調査書

総合 計画	第3章 美しいまちづくり
	第1項 新たな観光・交流空間の形成
	第3節 多様な交流の推進

## I 事務事業の内容

事務事業名	奥久慈大子まつり	
事務事業内容	対象	奥久慈大子まつり実行委員会
	目的	地元産業の活動紹介や特産品販売により、商工業の活性化を図るほか、町外からの誘客も図る。
	実施方法 及び 執行計画	奥久慈大子まつり実行委員会への補助金支出

## II 予算区分及び過疎計画における区分

予算区分	会計名		一般会計	過疎計画における事業名
	款	項	目	事業名
		06	商工費	奥久慈大子まつり補助金
		01	商工費	根拠法令（条例、要綱等）
		02	商工振興費	
			商工振興費	

## III 事業費

開始： H23

終了：

(単位：千円)

年度	事業費 (予算)	財源内訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他( )	一般財源
当該年度	6,000			6,000		0

## IV 担当所属長意見 (必要性、緊急性等を含む)

事業の目的や対象者を明確にすることや、新型コロナウイルス感染症に対する新しい生活様式等を含め、イベントのあり方を検討すべきと考える。

## 令和 2 年度 事務事業評価調査書

総合 計画	第2章 活力あるまちづくり
	第2項 競争力のある商工業の育成
	第1節 地域に活力をもたらす商工業の振興

## I 事務事業の内容

事務事業名	大子町プレミアム商品券発行事業	
対象	目的	町内の商店等で使用できる付加価値の高い商品券の発行を行うことにより消費を喚起し地域経済の活性化を図る。
	実施方法 及び 執行計画	大子町商工会への事業補助（事業費全額補助）

## II 予算区分及び過疎計画における区分

予算区分	会計名		一般会計	過疎計画における事業名
	款	06	商工費	プレミアム商品券発行事業
	項	01	商工費	根拠法令（条例、要綱等）
	目	02	商工振興費	
	事業名		商工振興費	

## III 事業費

開始： H23

終了：

(単位：千円)

年度	事業費 (予算)	財源内訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他( )	一般財源
当該年度	23,000					23,000

## IV 担当所属長意見 (必要性、緊急性等を含む)

地域経済の活性化などに成果が認められるが毎年の販売によりプレミアム感が乏しいのか商品券完売に時間を要している。内容見直しや事業継続の必要性などの検討は必要と思う。

## 令和 2 年度 事務事業評価調査書

総合 計画	第3章 美しいまちづくり
	第1項 新たな観光・交流空間の振興
	第1節 地域資源を活かした観光の振興

## I 事務事業の内容

事務事業名	大子ふるさと博覧会事業	
	対象	町内の各施設及び各団体
	目的	町内でできる体験事業や展示会などを同時に開催し、誘客を図り、町の見どころをPRする。
事務事業内容	春のゴールデンウイーク期間中に、目的に賛同する団体を募り開催する。 参加団体には博覧会プログラム実施のための委託料として基本額として1万円を支払っている。(H30~) 基本額のほかダイレクトメールや新聞広告等を行い宣伝に取り組んだ場合は、広告宣伝分(上限額3万円)として支払う。	

## II 予算区分及び過疎計画における区分

予算区分	会計名		一般会計	過疎計画における事業名
	款	項	目	事業名
	06		商工費	大子ふるさと博覧会事業
		01	商工費	根拠法令（条例、要綱等）
		03	観光費	
			観光費	

## III 事業費 開始： 終了： (単位：千円)

年度	事業費 (予算)	財源内訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他( )	一般財源
当該年度	4,187					4,187

## IV 担当所属長意見 (必要性、緊急性等を含む)

体験型が多く密になりやすい事業である。新型コロナウイルス感染症予防の観点から考えると、イベントとして継続することは困難と思われることから廃止を含め見直しが必要である。
---

## 令和 2 年度 初期予算要求に係る事務事業調査票

総合 計画	第1章 住みよいまちづくり
	第3項 快適で地域のニーズに応じたまちづくり
	第4節 快適な居住環境の整備

## I 事務事業の内容

事務事業名	子育て世帯住宅建設助成金	
対象	子育て世帯住宅建設助成金交付要綱に定める子育て世帯	
	目的	子育て世帯の住環境整備促進及び子育て世帯の経済的負担の軽減を目的に、町内に住宅を新築、改築を行う者に対し工事費の助成を行い定住促進を図るもの。
事務事業内容	実施方法 及び 執行計画	子育て世帯住宅建設助成金交付要綱に基づき助成する。

## II 予算区分及び過疎計画における区分

予算区分	会計名		一般会計	過疎計画における事業名
	款	項		
	07	土木費		1 産業の振興 (9)過疎地域自立促進特別事業
	01	土木管理費		
	01	土木総務費		根拠法令（条例、要綱等）
	事業名	土木総務費		子育て世帯住宅建設助成金交付要綱

## III 事業費

開始： 24

終了：

(単位：千円)

年度	事業費 (予算)	財源内訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他( )	一般財源
当該年度	40,000	16,200				23,800

## IV 担当所属長意見 (必要性、緊急性等を含む)

定住促進、地域経済の活性化に有効な制度である。

## 令和 2 年度 初期予算要求に係る事務事業調査票

総合 計画	第1章 住みよいまちづくり
	第3項 快適で地域のニーズに応じたまちづくり
	第4節 快適な居住環境の整備

## I 事務事業の内容

事務事業名	木造住宅建設助成金	
対象	地域材を使用し住宅を町内建設業者により新築・増築する者	
目的	林業の振興及び地域産業の育成を図るため、町内に地域材を使用した住宅建設等を行う者に対し工事費の助成を行うもの。	
事務事業内容	実施方法 及び 執行計画 木造住宅建設助成金交付要綱に基づき助成する。	

## II 予算区分及び過疎計画における区分

予算区分	会計名		一般会計	過疎計画における事業名
	款	07	土木費	
	項	01	土木管理費	
	目	01	土木総務費	根拠法令（条例、要綱等）
	事業名		土木総務費	木造住宅建設助成金交付要綱

## III 事業費 開始： 24 終了： (単位：千円)

年度	事業費 (予算)	財源内訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他( )	一般財源
当該年度	3,000	900				2,100

## IV 担当所属長意見 (必要性、緊急性等を含む)

定住促進、地域経済の活性化に有効な制度である。

## 令和 2 年度 事務事業調査票

総合 計画	第1章 住みよいまちづくり
	第3項 快適で地域のニーズに応じたまちづくり
	第2節 生活を支える交通環境の充実

## I 事務事業の内容

事務事業名	町道等管理作業報奨金	
事務事業内容	対象	・通学路に指定またはみどり号の運行経路になっている町道
	目的	交通安全の確保及び地域の環境美化等を目的に、除草、支障木伐採作業等を行う地域団体に対し報奨金を支出するもの。
	実施方法 及び 執行計画	町道等管理作業報奨金支給要綱に基づき実施する。

## II 予算区分及び過疎計画における区分

予算区分	会計名		一般会計	過疎計画における事業名
	款	07	土木費	2 交通通信体系、情報化及び地域間交流の促進（1）町道
	項	02	道路橋りょう費	
	目	02	道路維持費(維持補修分)	根拠法令（条例、要綱等）
	事業名		道路維持費(維持補修分)	町道等管理作業報奨金支給要綱

## III 事業費

開始： 27

終了：

(単位：千円)

年度	事業費 (予算)	財源内訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他( )	一般財源
当該年度	1,820					1,820

## IV 担当所属長意見 (必要性、緊急性等を含む)

地域住民等の交通安全の確保及び環境美化に必要である。

## 令和 2 年度 事務事業評価調査書

総合 計画	第2章 活力あるまちづくり
	第2項 競争力のある商工業の育成
	第1節 地域に活力をもたらす商工業の振興

## I 事務事業の内容

事務事業名		大子町プレミアム商品券発行事業
事務事業内容	対象	商工会
	目的	町内の商店等で使用できる付加価値の高い商品券の発行を行うことにより消費を喚起し地域経済の活性化を図る。
	実施方法 及び 執行計画	大子町商工会への事業補助（事業費全額補助）

## II 予算区分及び過疎計画における区分

予算区分	会計名		一般会計	過疎計画における事業名
	款	06	商工費	プレミアム商品券発行事業
	項	01	商工費	根拠法令（条例、要綱等）
	目	02	商工振興費	
	事業名		商工振興費	

## III 事業費

開始： H23

終了：

(単位：千円)

年度	事業費 (予算)	財源内訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他( )	一般財源
当該年度	23,000					23,000

## IV 担当所属長意見 (必要性、緊急性等を含む)

地域経済の活性化などに成果が認められるが毎年の販売によりプレミアム感が乏しいのか商品券完売に時間を要している。内容見直しや事業継続の必要性などの検討は必要と思う。

## 令和 2 年度 事務事業評価調査書

総合 計画	第1章 住みよいまちづくり
	第1項 健やかに暮らせるまちづくり
	第1節 安心して子育てができる環境づくり

## I 事務事業の内容

事務事業名	新生児すぐすく祝金事業	
	対象	新生児の親権者
	目的	次代をなう子どもの出生に対し祝金を支給することにより、その出生を祝福する都ともに子どもを産み育てやすい環境をつくり、もって福祉の増進に資することとする。
事務事業内容	<p>実施方法 及び 執行計画</p> <p>出生児1人につき第一子 10万円、第二子 20万円、第三子以降 30万円を支給。</p>	

## II 予算区分及び過疎計画における区分

予算区分	会計名		一般会計	過疎計画における事業名
	款	03	民生費	
	項	02	児童福祉費	根拠法令（条例、要綱等）
	目	01	児童福祉総務費	
	事業名		児童福祉総務費	

## III 事業費

開始：

終了：

(単位：千円)

年度	事業費 (予算)	財源内訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他( )	一般財源
当該年度	10,000					10,000

## IV 担当所属長意見 (必要性、緊急性等を含む)

子育て支援事業の一環として、必要かつ意義のある事業と考えている。

## 令和 2 年度 事務事業評価調査書

総合 計画	第1章 住みよいまちづくり
	第1項 健やかに暮らせるまちづくり
	第2節 高齢者が生き生きと暮らせる環境づくり

## I 事務事業の内容

事務事業名	緊急通報体制整備事業	
対象	町内に居住する65歳以上の病弱な老人のみで構成する世帯に属する者、ひとり暮らしの老人、ひとり暮らしの重度身体障害者	
目的	緊急通報体制を整備することにより、突発的な災害、病気、事故等の緊急事態に対処し、当該老人等の不安を軽減するとともにこれらの緊急事態等の救助活動をより一層迅速にし、福祉の増進を図ることを目的とする。	
事務事業内容	実施方法 及び 執行計画	機器の取り付けを希望する場合は、申請書を提出させ調査の上諾否を決定して通知し、その後取り付けをする。年間25台の新規設置と、3年毎の点検を予定している。

## II 予算区分及び過疎計画における区分

予算区分	会計名		一般会計	過疎計画における事業名
	款	03	民生費	高齢者等の保健及び福祉の向上、及び増進
	項	01	社会福祉費	根拠法令（条例、要綱等）
	目	02	高齢者福祉対策費	大子町緊急通報システム事業実施要綱
	事業名			

## III 事業費 開始： 終了： (単位：千円)

年度	事業費 (予算)	財源内訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他( )	一般財源
当該年度	2,590				1	2,589

## IV 担当所属長意見 (必要性、緊急性等を含む)

設置台数が増加傾向にあり、電池交換や、点検の件数が増えている。

## 令和 2 年度 事務事業評価調査書

総合 計画	第1章 住みよいまちづくり
	第1項 健やかに暮らせるまちづくり
	第2節 高齢者が生き生きと暮らせる環境づくり

## I 事務事業の内容

事務事業名	在宅介護慰労金支給事業	
	対象	要介護3以上の高齢者を常時介護している家族の者
	目的	家族の介護の労をねぎらい、家族の要介護高齢者に対する扶養意識を高め、もって福祉の増進に資すること。
事務事業内容	実施方法 及び 執行計画	①該当する可能性があると思われる者に対して通知を送付 ②申請書を受理 ③内容を審査（滞納状況、ショートステイの利用状況等） ④支給決定・振込（一律12万円）

## II 予算区分及び過疎計画における区分

予算区分	会計名		介護保険特別会計	過疎計画における事業名	
	款	06	保健福祉事業費		
	項	01	保健福祉事業費	根拠法令（条例、要綱等）	
	目	01	保健福祉事業費	在宅介護慰労金支給要綱	
	事業名		保健福祉事業費		

## III 事業費

開始： 平成12年度

終了：

(単位：千円)

年度	事業費 (予算)	財源内訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他( )	一般財源
当該年度	12,026	1,500				10,526

## IV 担当所属長意見 (必要性、緊急性等を含む)

在宅で介護している家族の御苦労を慰労する意味で、有効な予算となっていると考える。

## 令和 2 年度 事務事業評価調査書

総合 計画	第1章 住みよいまちづくり
	第1項 健やかに暮らせるまちづくり
	第2節 高齢者が生き生きと暮らせる環境づくり

## I 事務事業の内容

事務事業名	大子町心配ごと相談事業	
	対象	大子町民
	目的	広く住民の日常生活のあらゆる相談に応じ、適切な助言及び援助につなげる。
事務事業内容	実施方法 及び 執行計画  社会福祉協議会への委託事業。 開設日 毎月第1・第3水曜日 午後1時から午後3時 電話相談日 毎月第2・第4・第5水曜日 午後1時から午後3時 相談員 4名（民生委員2名、学識経験者2名）	

## II 予算区分及び過疎計画における区分

予算区分	会計名		一般会計	過疎計画における事業名
	款	05	民生費	過疎地域自立促進特別事業
	項	02	社会福祉費	根拠法令（条例、要綱等）
	目	03	高齢者福祉対策費	大子町心配ごと相談所設置要綱
	事業名		高齢者福祉対策費	

## III 事業費

開始： 平成15年

終了：

(単位：千円)

年度	事業費 (予算)	財源内訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他( )	一般財源
当該年度	210					210

## IV 担当所属長意見 (必要性、緊急性等を含む)

日常生活における困りごとを気軽に相談できる窓口は、必要であると考える。

## 令和 2 年度 事務事業評価調査書

総合 計画	第1章 住みよいまちづくり
	第1項 健やかに暮らせるまちづくり
	第6節 病気を予防する健康づくりの推進

## I 事務事業の内容

事務事業名	健康まつり	
事務事業内容	対象	一般町民
	目的	健康まつりを開催することにより、町民の健康に関する意識の高揚を図り、健康の保持増進を促す。疾病予防・介護予防につなげる。
	実施方法 及び 執行計画	大字町健康づくり推進協議会・部会などの関係団体、だいご健康アドバイザーや食生活改善推進員等の協力を得て開催を予定。

## II 予算区分及び過疎計画における区分

予算区分	会計名		一般会計	過疎計画における事業名
	款	04	衛生費	
	項	01	保健衛生費	根拠法令（条例、要綱等）
	目	02	予防費	
	事業名		予防費	

## III 事業費

開始： 平成27年 終了： 令和3年 (単位：千円)

年度	事業費 (決算・予算)	財源内訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他( )	一般財源
当該年度	180					180

## IV 担当所属長意見 (必要性、緊急性等を含む)

住民の健康づくりにつながる事業です。

## 令和 2 年度 事務事業評価調査書

総合 計画	第3章 美しいまちづくり
	第2項 環境にやさしいまちづくり
	第1節 生活に密着した地域の環境保全

## I 事務事業の内容

事務事業名	河川清掃	
対象	町民	
	目的	町民自らの参加と実践によって、きれいな河川を維持し、郷土の美しい自然環境を守り、快適な生活環境づくりを推進することを目的とする。
事務事業内容	実施方法 及び 執行計画 2月末から3月上旬までの期間内に、町内全域の河川を対象として、町民（各戸1人：任意参加）の協力を得て、河川清掃を実施している。	

## II 予算区分及び過疎計画における区分

予算区分	会計名		一般会計	過疎計画における事業名	
	款	項	目	事業名	
		04	衛生費		
		01	保健衛生費	根拠法令（条例、要綱等）	
		04	環境衛生費		
		事業名 環境衛生費（生活環境課分）			

## III 事業費 開始： 終了： (単位：千円)

年度	事業費 (予算)	財源内訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他( )	一般財源
当該年度	1,105		160			945

## IV 担当所属長意見 (必要性、緊急性等を含む)

自然環境を守るために、河川清掃を行うことは意義があると感じる。しかしながら、高齢化率の高い大子町では、町民の負担は大きく、河川周辺も荒れて危険な状態であることから、見直しをする必要がある。

## 令和 2 年度 事務事業評価調査書

総合 計画	第1章 住みよいまちづくり
	第1項 健やかに暮らせるまちづくり
	第5節 適切な医療が受けられる体制の充実

## I 事務事業の内容

事務事業名	医療福祉費助成	
事務事業内容	対象	医療保険各法に加入している乳幼児から高校生相当、妊産婦、母子家庭の母子・父子家庭の父子及び重度心身障害者（高齢者含む）。県は所得制限有、町は所得制限無。
	目的	医療保険各法の規定による患者負担分を公費で助成することによって、必要とする医療を容易に受けられるようにし、併せて健康の保持と生活の安定を図る。
	実施方法 及び 執行計画	1.医療機関等において受診した時の一部負担金を県と町で助成する（現物給付）。 2.入院・入院外の自己負担分を町単独で助成する（償還払い）。

## II 予算区分及び過疎計画における区分

予算区分	会計名		一般会計	過疎計画における事業名
	款	03	民生費	
	項	01	社会福祉費	根拠法令（条例、要綱等）
	目	03	医療福祉費	
	事業名		医療福祉費助成	大字町医療福祉費支給に関する条例

## III 事業費

開始：

終了：

（単位：千円）

年度	事業費 (予算)	財源内訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他( )	一般財源
当該年度	124,350	0	41,220	0	14,574	68,556

## IV 担当所属長意見 （必要性、緊急性等を含む）

乳幼児から高校生相当までの年齢と妊産婦や母子家庭・父子家庭及び重度心身障害者等が必要とする医療を容易に受けることが出来る事業であり、健康保持と生活の安定が平等に図られている。

## 令和 2 年度 事務事業評価調査書

総合 計画	章 選択
	項 選択
	節 選択

## I 事務事業の内容

事務事業名	議会ＩＣＴ活用事業	
事務事業内容	対象	議会運営全般
	目的	議会運営の円滑化（ペーパーレス化、リモート会議の促進等）
	実施方法 及び 執行計画	○タブレット購入(付属品含) 16台 ○運用開始 10月以降

## II 予算区分及び過疎計画における区分

予算区分	会計名	一般会計	過疎計画における事業名
	款 01	議会費	
	項 01	議会費	根拠法令（条例、要綱等）
	目 01	議会費	
	事業名	議会費	

## III 事業費

開始： 令和2年10月

終了：

(単位：千円)

年度	事業費 (予算)	財源内訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他( )	一般財源
当該年度	2,407	2,407				

## IV 担当所属長意見 (必要性、緊急性等を含む)

社会状況によりＩＴＣ環境整備の必要性がある。以前から検討してきた情報共有の迅速性やペーパーレス化が図られる。

## 令和 2 年度 当初予算要求に係る事務事業調査票

総合 計画	第1章 住みよいまちづくり
	第4項 まちの将来を担う人づくり
	第1節 安心して子育てができる環境づくり

## I 事務事業の内容

事務事業名	大子町教育ポータルサイト運用	
対象	大子町立幼稚園、小学校、中学校等の教育関連施設	
目的	大子町教育ポータルサイトの管理運営及び研修等	
事務事業内容	実施方法 及び 執行計画 大子町立幼稚園、小学校、中学校等の教育関連施設のポータルサイトの管理運営を委託すると共に、サイトの充実及び更新の効率化等を目的として実施する研修に対する講師派遣を依頼する。	

## II 予算区分及び過疎計画における区分

予算区分	会計名		一般会計	過疎計画における事業名
	款	09	教育費	教育の振興・学校教育関連施設
	項	01	教育総務費	根拠法令（条例、要綱等）
	目	02	事務局費	
	事業名		事務局費	

## III 事業費 開始： 令和2年度 終了： 令和2年度 (単位：千円)

年度	事業費 (予算)	財源内訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他( )	一般財源
当該年度	611					611

## IV 担当所属長意見 (必要性、緊急性等を含む)

幼稚園、各小中学校、教育施設の情報をインターネットを通じて発信している事業で、開かれた教育を実現している。

## 令和 2 年度 事務事業評価調査書

総合 計画	第3章 美しいまちづくり
	第3項 互いに支え合うまちづくり
	第2節 男女共同参画社会の形成

## I 事務事業の内容

事務事業名	大子町地域女性団体連絡会・大子町女性団体連合会		
対象	大子町地域女性団体連絡会・大子町女性団体連合会		
目的	地域女性連絡会組織の連携と行動で、女性の自立と社会参加を図り、住み良い地域社会づくりを推進する。		
事務事業内容	実施方法 及び 執行計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・たくましい青少年を育てる環境づくり</li> <li>・生涯学習の推進</li> <li>・福祉活動の推進</li> <li>・女性教育振興大会等の開催（大子町女性団体連合会）</li> </ul>	

## II 予算区分及び過疎計画における区分

予算区分	会計名	一般会計	過疎計画における事業名
	款 09	教育費	
	項 05	社会教育費	根拠法令（条例、要綱等）
	目 01	社会教育総務費	
	事業名	社会教育総務費	

## III 事業費

開始：

終了：

(単位：千円)

年度	事業費 (予算)	財源内訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他( )	一般財源
当該年度	270					270

## IV 担当所属長意見 (必要性、緊急性等を含む)

女性団体の会員数減少に伴い、活動内容も減少している。事務局としての携わり方を変える必要がある。

## 令和 2 年度 事務事業評価調査書

総合 計画	第1章 住みよいまちづくり
	第4項 まちの将来を担う人づくり
	第3節 誰もが楽しんでスポーツができる環境の整備

## I 事務事業の内容

事務事業名	奥久慈湯の里大子マラソン大会	
事務事業内容	対象	(1) 健康な方で、完走のできる方。 (2) 小学生・中学生・高校生は保護者が出場を認めた方。
	目的	自然豊かな奥久慈を走り、心身の健康と体力の向上そして生涯スポーツの振興を図るとともに各地から多くのランナーを迎え大子町民との交流を深めること。
	実施方法 及び 執行計画	実行委員会及びボランティアによる運営

## II 予算区分及び過疎計画における区分

予算区分	会計名		一般会計	過疎計画における事業名
	款	09	教育費	
	項	06	保健体育費	根拠法令（条例、要綱等）
	目	01	保健体育総務費	
	事業名		保健体育総務費	

## III 事業費

開始：

終了：

(単位：千円)

年度	事業費 (予算)	財源内訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他( )	一般財源
当該年度	4,000					4,000

## IV 担当所属長意見 (必要性、緊急性等を含む)

ボランティアスタッフの減少に伴う対策が必要である。

## 令和 2 年度 事務事業評価調査書

総合 計画	第1章 住みよいまちづくり
	第4項 まちの将来を担う人づくり
	第4節 豊かな感性と情操を育む芸術文化活動の推進

## I 事務事業の内容

事務事業名		文化福祉会館自主事業
事務事業内容	対象	大子町文化福祉会館文化ホールでの自主事業運営にかかる経費
	目的	文化ホールにおいて運営委員会独自の企画により事業を実施する。
	実施方法 及び 執行計画	自主事業運営委員会による講演事業、制作型事業等を実施する。

## II 予算区分及び過疎計画における区分

予算区分	会計名		一般会計	過疎計画における事業名
	款	09	教育費	7 地域文化の振興等
	項	05	社会教育	根拠法令（条例、要綱等）
	目	06	大子町文化福祉会館自主事業運営費	大子町文化福祉会館自主事業運営委員会設置要綱
	事業名		大子町文化福祉会館自主事業	

## III 事業費

開始： 平成 22 年度～

終了：

(単位：千円)

年度	事業費 (予算)	財源内訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他( )	一般財源
当該年度	7,665				1,500	6,165

## IV 担当所属長意見 (必要性、緊急性等を含む)

当町の文化の拠点として町民のニーズに応えられる事業を企画し実施していく必要がある。

## 令和 2 年度 事務事業評価調査書

総合 計画	第1章 住みよいまちづくり
	第4項 まちの将来を担う人づくり
	第3節 誰もが楽しんでスポーツができる環境の整備

## I 事務事業の内容

事務事業名		大子町近郊少年軟式野球大会
事務事業内容	対象	大子町近郊にある小学生以下の軟式野球チーム
	目的	少年軟式野球チームが市町村を越えた大会に参加することにより、選手の友好と親睦を図るとともに更なる技能の向上を図る。
	実施方法 及び 執行計画	主催は教育委員会と大子町近郊少年軟式野球大会実行委員会である。県体育協会及び大子町地域スポーツ活動活性化企画運営委員会からの補助金と参加料で運営している。

## II 予算区分及び過疎計画における区分

予算区分	会計名		一般会計	過疎計画における事業名
	款	09	教育費	
	項	06	保健体育費	根拠法令（条例、要綱等）
	目	01	保健体育総務費	
	事業名		保健体育総務費	

## III 事業費

開始：

終了：

(単位：千円)

年度	事業費 (予算)	財源内訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他( )	一般財源
当該年度	171				171	

## IV 担当所属長意見 (必要性、緊急性等を含む)

町内チームが1チームとなった現在の状況を鑑み、携わり方の見直しが必要である。

## 令和 2 年度 当初予算要求に係る事務事業調査票

総合 計画	第1章 住みよいまちづくり
	第3項 快適で地域のニーズに応じたまちづくり
	第3節 安定した水の供給体制の整備

## I 事務事業の内容

事務事業名		個人住宅給水管設置助成金
事務事業内容	対象	新規水道加入者
	目的	新規水道加入者、住宅新築者や水道未加入者の給水工事を助成することにより定住促進や生活水準の改善、公衆衛生の向上に寄与する。
	実施方法 及び 執行計画	<p>住宅新築者や、水道本管から距離が離れていて給水工事が高額となる受益者を助成することにより、子育て世代の住宅新築者等の定住促進、今まで地理的条件が悪く水道給水を受けられなかった未加入者の生活水準の改善や公衆衛生の向上に寄与する。</p> <p>新規給水工事申請時に、町配水管等から引き込みした箇所からメーター（ボックス内配管まで含む）までの経費について10万円を差し引いた1/2以内の助成を行ない限度額は30万円とする。</p> <p>平成29年度 355,000円 費用負担割合（一般会計 319,500円水道会計 35,500円）      平成30年度 1,912,000円 費用負担割合（一般会計1,720,800円水道会計191,200円）      令和元年度 1,288,000円 費用負担割合（一般会計1,159,200円水道会計128,800円）</p>

## II 予算区分及び過疎計画における区分

予算区分	会計名		大子町水道事業	過疎計画における事業名
	款	01	水道事業費	
	項	01	営業費用	根拠法令（条例、要綱等）
	目	03	総係費	大子町告示第43号
	事業名		総係費	大子町個人住宅給水管設置助成金交付要綱

## III 事業費

開始： 平成29年度

終了：

(単位：千円)

年度	事業費 (予算)	財源内訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他(補助金)	水道料金
当該年度	3,000				2,700	300

## IV 担当所属長意見 (必要性、緊急性等を含む)

定住促進や生活水準の改善、公衆衛生の向上に一定の効果はあるが、予算措置や補助対象の積算方法に課題がある。

## 令和 2 年度 事務事業評価調査書

総合 計画	第1章 住みよいまちづくり
	第2項 安全・安心に暮らせるまちづくり
	第4節 消防・救急体制の強化

## I 事務事業の内容

事務事業名	大子町幼年少年婦人防火委員会	
	対象	幼年婦人防火クラブ
	目的	幼年消防クラブは、幼年期から防火の意識付けを図り、婦人防火クラブは、家庭での火気従事から安全な地域社会の実現に資することを目的とする。
事務事業内容	実施方法 及び 執行計画	幼年消防クラブは、6クラブ、婦人防火クラブは、4クラブで構成されている。幼年消防クラブは、避難訓練及び防火教室や防火パレード等を実施し地域住民に対しても防火の意識付けを図り、婦人防火クラブは、家庭での火災予防の知識の習得、地域全体の防火意識の高揚などそれぞれの地域で啓発活動を行っています。

## II 予算区分及び過疎計画における区分

予算区分	会計名		一般会計	過疎計画における事業名
	款	08	消防費	生活環境の整備・消防施設
	項	01	消防費	根拠法令（条例、要綱等）
	目	02	非常費消防費	
	事業名			
	非常費消防費			

## III 事業費

開始： 昭和61年度

終了：

(単位：千円)

年度	事業費 (予算)	財源内訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他( )	一般財源
当該年度	180					180

## IV 担当所属長意見 (必要性、緊急性等を含む)

防火意識高揚のため重要な役割を担った事業である。
--------------------------

## ○大子町行政評価実施要綱

平成25年9月1日

告示第54号

### (目的)

第1条 この要綱は、町が行う事務事業について、目的妥当性、有効性、効率性、公平性等の観点から客観的に分析し、検証を行うこと（以下「行政評価」という。）の実施に関する必要な事項を定めることにより、事務事業の効果的かつ効率的な推進及び行政運営の透明化を確保することを目的とする。

### (対象事務事業)

第2条 行政評価の対象となる事務事業は、町が行う全ての事務事業の中から、年度ごとに副町長が必要性を勘案して選定するものとする。

### (評価方法)

第3条 所属長は、前条の規定により選定された事務事業のうち所掌する事務事業について評価を行い、事務事業評価調査書（別記様式。以下「評価書」という。）を毎年度出納整理期間終了後、速やかに町長に提出しなければならない。

### (事務事業評価委員会)

第4条 前条の規定により提出された評価書の内容を客観的に審査するため、大子町事務事業評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員は、委員長、副委員長1人及び委員3人をもって組織する。
- 3 委員長は副町長を、副委員長は教育長をもって充てる。
- 4 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 総務課長
  - (2) まちづくり課長
  - (3) 財政課長
- 5 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 7 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。
- 8 委員会の庶務は、まちづくり課において処理する。

(審査)

第5条 委員会は、審査上必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

2 委員会は、必要に応じて再評価を所属長に指示することができる。この場合において、所属長は再評価したものとし、改めて町長に提出するものとする。

3 委員会は、最終的な審査結果を町長に報告するものとする。

(公表)

第6条 町長は、前条の規定により委員会から報告があったときは、その内容を町議会に報告するとともに広報紙又は町ホームページにより広く町民に公表するものとする。

2 所属長は、所掌する事務事業に関する評価を事業の見直し及び改善に反映させるとともに、効果的な事務事業の展開を図るものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、行政評価の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。